

先進自治体におけるインターネット上の誹謗中傷等に関する条例の比較表

	群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例 (令和2年12月22日公布)	渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例 (令和4年3月9日公布)	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 (令和4年3月29日公布)
目的	（目的） 第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の被害者の支援等に関して、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関して、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。
自治体の責務	（県の責務） 第3条 県は、被害者を支援するための施策及び行為者を発生させないための施策を策定し、及び実施する責務を有する。	（市の責務） 第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を推進しなければならない。	（府の責務） 第3条 府は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施する。
議会の責務			（議会の責務） 第4条 議会及び議員は、この条例の趣旨にのっとり、不断の研鑽により、インターネットリテラシーの向上に努め、府民の範となって活動し、及び行動する。
住民の役割	（県民の役割） 第4条 県民は、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるとともに、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるものとする。	（市民等の役割） 第4条 市民等は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。	（府民の役割） 第5条 府民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。
連携協力	（連携協力） 第5条 県は、第3条の施策を円滑に策定し、及び実施するため、国、市町村、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、被害者の援助を行う民間団体その他の関係機関と連携を図らなければならない。	（連携協力） 第5条 市は、第3条の施策を円滑に推進するため、国、群馬県、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、その他の関係機関と連携を図らなければならない。	（連携協力） 第6条 府は、第3条の施策を円滑に実施するため、国、市町村、支援団体その他の関係機関と連携協力を図らなければならない。
基本的施策	（基本的施策） 第6条 県は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。 (1) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談体制の整備 (2) 県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策 (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者を支援するための施	（基本的施策） 第6条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。 (1) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策 (2) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備 (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者及び行為者を発生さ	（基本的施策） 第7条 府は、次に掲げる施策に取り組むものとする。 (1) 府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策 (2) 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備 (3) 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整

	群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例 (令和2年12月22日公布)	渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例 (令和4年3月9日公布)	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 (令和4年3月29日公布)
	策及び行為者を発生させないための施策	せないための施策並びに被害者を支援するための施策	備 (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策
インターネットリテラシーの向上	<p>(インターネットリテラシーの向上)</p> <p>第8条 県は、県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の制作、情報提供等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、青少年に対する前項の施策を講じるに当たっては、学校教育と連携して取り組むとともに、就学前からの学びについて保護者の理解を得ながら努めるものとする。</p>	<p>(インターネットリテラシーの向上)</p> <p>第7条 市は、市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。</p> <p>2 市は、青少年に対する前項の施策を実施するに当たっては、学校教育と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。</p>	<p>(インターネットリテラシーの向上)</p> <p>第8条 府は、府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。</p> <p>2 知事及び教育委員会は、児童及び生徒に対する前項の施策を実施するに当たっては、府立学校、市町村立学校及び私立学校と連携し、保護者の理解を図りながら取り組むよう努めるものとする。</p>
相談体制	<p>(相談体制)</p> <p>第7条 県は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言</p> <p>(2) 専門的知識を有する者の紹介</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項</p> <p>2 県は、前項の相談体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 県は、第1項の相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者の相談を受けるものとする。</p>	<p>(相談支援体制)</p> <p>第8条 市は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談体制を整備するものとし、次に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>(1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言</p> <p>(2) 専門的知識を有する者の紹介</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被害者からの相談対応として必要な支援</p> <p>2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 市は、被害者からの相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者からの相談を受けるものとする。</p>	<p>(被害者の相談支援体制)</p> <p>第9条 府は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担の軽減等を図るため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言</p> <p>(2) 専門的知識を有する機関の紹介</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項</p> <p>2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(行為者等の相談支援体制)</p> <p>第10条 府は、行為者の誹謗中傷等を抑制するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言</p> <p>(2) 専門的知識を有する機関の紹介</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、行為者の相談対応として必要な事項</p> <p>2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 府は、第1項に掲げるもののほか、自ら発信したインターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるものとする。</p>

	群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例 (令和2年12月22日公布)	渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例 (令和4年3月9日公布)	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 (令和4年3月29日公布)
			とする。
住民の理解の増進	<u>(県民の理解の増進)</u> 第9条 県は、誹謗中傷等の問題に関する県民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。	<u>(市民等の理解の増進)</u> 第9条 市は、誹謗中傷等の問題に関する市民等の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。	<u>(府民への啓発)</u> 第11条 府は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する府民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。
財政上の措置	<u>(財政上の措置)</u> 第10条 県は、この条例に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。	<u>(財政上の措置)</u> 第10条 市は、この条例に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	<u>(財政上の措置)</u> 第12条 府は、第1条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。